

6. 経済的な支援について

(1) 金銭管理

お金の管理が難しい、公共サービス等のさまざまな手続きが一人ではできないという方に対し、地域で生活できるように支援する制度です。

- ・ 地域福祉権利擁護事業
- ・ 成年後見制度の利用支援

(2) お金の貸付等

障害者や所得の少ない世帯、介護を要する高齢者のいる世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図るため、該当する資金の貸付を行う制度です。(対象要件あり)

- ・ 生活福祉資金
- ・ 受験生チャレンジ支援貸付事業
- ・ 住居確保給付金

(3) 福祉施策

- ・ 障害年金
- ・ 生活保護

地域福祉権利擁護事業

内容	地域で安心して暮らせるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について支援します。必要に応じて日常的な金銭管理サービス、重要書類等の預かりサービスを利用できます。 <こんなときにご利用ください> ・福祉サービスを利用する時や、やめる時の手続きがわからない ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きを手伝ってほしい ・福祉サービス利用料、公共料金、家賃等の支払いができない ・通帳や土地の権利書等の重要な書類の保管が心配である
対象者	在宅で生活している方で、物忘れなどの認知症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択利用することが難しい方のうち、この事業の契約ができる判断能力がある方
利用 手続き	相談受付 → 訪問・相談 → 支援計画作成 → 契約 → 援助開始 (無料) (有料)
利用料金	1時間 1,700・3,000円 (支援内容により、異なるため、詳しくはお問い合わせください)
問合せ先	成年後見・あんしんサポートセンター八王子(本庁舎8階) ☎042-620-7365 FAX 042-623-6421

成年後見制度

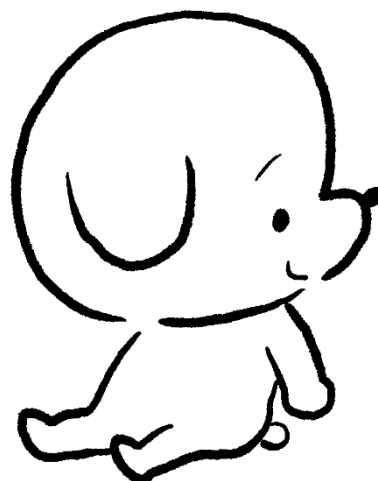
内容	成年後見制度は認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。 ・法定後見制度は本人がすでに判断能力が不十分な場合に、本人または配偶者・四親等内の親族が家庭裁判所に申立てをし、審判によって後見人を選任してもらいます。本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。 ・任意後見制度は本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援の内容を本人の希望に沿って決めておきます。その内容は公証役場で公正証書による契約として、東京法務局に登録されます。
問合せ先	制度の利用に関する相談先・・・成年後見・あんしんサポートセンター八王子(本庁舎8階) ☎042-620-7365 申請先・・・・・・・・・・東京家庭裁判所 立川支部後見係 ☎042-845-0322 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/ 八王子公証役場 ☎042-631-4246

生活福祉資金

内容	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、用途に応じて資金を貸し付けます。(対象要件あり)
利用の流れ	相談 → 申込書類の準備 → 申込 → 審査 → 貸付決定 → 借用書作成 → 資金交付 → 返済 → 返済完了
申請先	八王子市社会福祉協議会（本庁舎 B 階） 生活支援相談担当 ☎042-620-7282 FAX 042-622-2701

受験生チャレンジ支援貸付事業

内容	高校や大学などへの進学をめざすお子さんがいる世帯を対象に、塾の費用や受験料の貸付を行います。 一定の条件を満たした場合、返済が免除となります。
対象要件	・世帯の生計中心者（18 歳以上）からの申請であること ・都内に引き続き 1 年以上在住していること ・世帯の収入（父母等養育者）を合算した総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること ・預貯金等資産の保有額が 600 万円以下であること ・土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所の土地、建物を除く） ・生活保護世帯の世帯主または構成員でないこと ・暴力団員または暴力団員が属する世帯の構成員でないこと
申請先	八王子市社会福祉協議会（本庁舎 B 階） 生活支援相談担当 ☎042-620-7282 FAX 042-622-2701



住居確保給付金（※生活困窮者自立支援制度に基づく事業）

内容	離職者であって就労能力および就労意欲のある方で、住宅を失っている方又は失うおそれのある方を対象とし、3か月を基本として家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、再就職に向けた支援をします。 ※生活困窮者自立支援制度は、市の専門の相談支援員が、仕事や生活にお困りの方（生活保護利用者の方を除く）のご相談に応じ、どのような支援が必要かを一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、問題解決に向けた支援を行うものです。就労支援事業、住居確保給付金の支給のほか、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を行っています。 ※令和7年（2025年）4月より、転居費用の補助も始まります。 詳しくは「問合せ先（自立担当）」までお問合せください。
対象要件	- 申請時において離職または廃業後2年以内の方 もしくは、本人の責によらない事由により離職または廃業と同程度の状況である方 （いずれも以下の要件を全て満たす方が対象となります） - 離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であったこと - 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと - 離職、廃業、休業等（就労を目指す方） - 申請時のハローワークへの求職申込 - 常用就職を目指す就職活動を行うこと - 月に4回以上の自立支援機関との面談等 - 月に2回以上のハローワークにおける職業相談等 - 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施 - 休業等（事業再生を目指す方） - 申請時の経営相談先への相談申し込み - 月に4回以上の自立支援機関との面談等 - 月に1回以上の経営相談先での経営相談 - 月に1回以上の給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組み - 住宅を失っていること又は失うおそれのあること - 申請した月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族収入の合計額が一定基準以下であること - 申請日において、申請者及び申請者と生計を一とする同居者の預貯金の合計が一定基準以下であること - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと - 生活保護を利用していないこと
問合せ先	【利用申込について】福祉部生活自立支援課 自立担当 （本庁舎B階） ☎042-620-7462 FAX 042-627-5956 【対象要件について】福祉部生活自立支援課 企画調整担当 ☎042-620-7460 FAX 042-627-5956

障害年金

内容	国民年金または、厚生年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで障害のある状態になったとき、初診日が60歳以上65歳未満で日本に住んでいる人が障害のある状態になったときに支給されます。(その他にも要件あり)
利用 手続き	・初診日が国民年金被保険者(第3号を除く)・20歳未満の人・60歳以上65歳未満の人 → 健康医療部保険年金課 国民年金担当へ相談・申請 ・初診日が厚生年金・国民年金第3号被保険者 → 八王子年金事務所へ相談・申請
問合せ先	・健康医療部保険年金課 国民年金担当 (本庁舎1階 10番窓口) ☎042-620-7238 FAX 042-626-8421 ・八王子年金事務所 (〒192-8506 八王子市南新町4-1) ☎042-626-3511

生活保護

内容	病気やけが、一家の働き手を失うなど、さまざまな事情で生活に困っている方に国が定めた最低生活を保障する制度です。 生活保護申請は、生活自立支援課相談担当へ。生活保護申請は、原則本人が来所して相談のうえ申請しますが、やむを得ない場合は、親族の方でも可能です。生活保護申請を受理しますとケースワーカーが、実地訪問調査・資産調査・扶養能力調査を行い調査の結果、生活保護の開始又は却下を決定します。
問合せ先	福祉部生活自立支援課 相談担当 (本庁舎B階) ☎042-620-7443 FAX 042-627-5956

